

●塩崎大臣会見概要

(H28.5.20(金) 8:41 ~ 8:46 ぶら下がり)

会見の詳細

《閣議等について》

(大臣)

おはようございます。私の方からは2件ございます。まず、今年の3月の卒業生の就職状況ですが、本日、大学等の卒業者の就職状況を発表いたします。大学生の就職内定率は97.3パーセントと平成9年3月卒業者について調査を開始して以来最も高い水準となりました。そのほか、高校生等の就職内定率についても文科省、厚労省において発表いたしますので、詳細は事務方からお聞きください。

次に、東京電力福島第一原発における健康管理についてであります。東日本大震災から5年経過いたしました。今後も東京電力福島第一原発における廃炉作業が続くわけでありましたが、労働災害防止対策だけではなく、現場で働く方の健康管理にも力を入れていく必要がございます。このため、下請企業を含めて、福島第一原発で働く全ての方の健康管理のために、現場で働く方が医師に対して気軽に健康相談ができるような体制を作ろうということ、新たにその体制を整備することといたしました。具体的な時期や場所は、現在、医師を派遣いただく医療機関との間で調整中でございますが、7月上旬までをめどに相談窓口を開設したいと思っております。なお、東京電力には当然のことながら一義的な責任があるわけでありますから、安全衛生管理を進めさせていましてけれども、下請企業を含めて福島第一原発で働く全ての方について、国として継続的にきめ細かくフォローしたいと思っておりますので、現地の実情把握のために、5月23日の月曜日に三ツ林政務官を福島第一原発に送って、視察をさせたいと考えております。詳しいことは事務方からお聞きください。以上です。

第6回一億総活躍国民会議（平成28年3月25日）における安倍総理発言

第一に、長時間労働の是正であります。長時間労働は、仕事と子育てなどの家庭生活の両立を困難にし、少子化の原因や女性の活躍を阻む原因となっています。戦後の高度経済成長期以来浸透してきた『睡眠時間が少ないことを自慢し、超多忙なことが生産的だ』といった価値観でありますが、これは段々ですが、そうでもない、生産性もないという雰囲気、この3年間で大分変わり始めているのではないかと思います。

私はまだ若いサラリーマンの頃、こういう価値観があって、8時くらいに帰ろうとするともう帰るの、という雰囲気があったわけですが、企業側に聞いたところ、政府が全体の労働時間の抑制や働き方を変えていくことについて、旗振り役を期待しているかということについて期待している人が90%ということは、皆帰るのだから帰りたいということに変わり始めている。やっとそういう雰囲気が変わり始めたので、ここは、正に我々が更に背中を押していくことが大切であると思います。

まず、法規制の執行を早急に強化をします。時間外労働を労使で合意する、いわゆる36協定において、健康確保に望ましくない長い労働時間を設定した事業者に対しては、指導強化を図ります。また、関係省庁が連携して、下請などの取引条件にも踏み込んで長時間労働を是正する仕組みを作りま
す。これらの執行強化について、厚生労働大臣におかれては、経済産業大臣、加藤大臣の協力の下、
具体策を早急に取りまとめ、直ちに実行に移していただくよう、お願いをいたします。

労働基準法の改正につきまして、多様な議論がありました。これについては、現在提出中の労働基準法改正法案に加えて、36協定における時間外労働規制の在り方について再検討を行うこととします。

長時間労働に対する取組

全国の労働基準監督署における監督指導を強化(平成28年4月～)

○ 1か月80時間超の残業が疑われる全事業場に対して監督指導を実施

監督指導対象を、残業月100時間超から月80時間超へ拡大

⇒ 過労死認定基準を超えるような残業が行われている事業場に対し、残業時間を月80時間以下にするよう指導

(※過労死認定基準:発症直前1か月の残業100時間超 or 発症前2～6か月平均の残業80時間超)

○ 監督指導・捜査体制の強化・**全国展開**

①東京・大阪だけでなく、厚生労働本省にも「過重労働撲滅特別対策班」(通称かとか)を設置

⇒ 企業本社への監督指導、広域捜査の指導調整

②各都道府県労働局に「過重労働特別監督監理官」を新設

⇒ 長時間労働に関する監督指導を専門で担当

福島労働局における1F作業員に対する取組

○ 引き続き監督指導を行い、長時間労働が認められた場合は、これを解消するよう指導する(継続)

○ 6月21日に、全元請企業に対し、残業が月80時間を超えるような長時間労働を行わないよう、労働時間管理の徹底について要請を行う